

# 公債費負担適正化計画

平成19年2月策定  
平成20年9月改訂  
平成21年9月改訂  
平成22年9月改訂  
静岡県 菊川市

<実質公債費比率が18%を超えることとなった要因>

菊川市では、JR菊川駅と東名菊川I.C.が立地するという好条件を活かした「まちづくり」のための社会基盤整備に努め、また、牧之原台地周辺で行われる茶業や小笠地域に広がる水稲栽培などの農業基盤整備も重要な施策として進めている。

社会基盤整備としては、駅南土地区画整理事業をはじめとし、I.C.周辺や小笠地域の中心市街地での区画整理事業を実施するとともに、都市計画道路事業も併せて行い、道路交通の利便性向上と優良住宅地の供給に努めている。結果として、人口増加傾向を続け、ゴミ処理や下水道対策など新たな課題にも対処する必要が発生し、平成12年には掛川市・菊川市衛生施設組合を設立し、ゴミ処理施設（環境資源ギャラリー）の建設を行い、平成17年には公共下水道の供用が開始されたところである（下水道事業特別会計）。また、平成4年に菊川文化会館アエル、平成14年に小笠図書館を開設し、平成10年には菊川市立総合病院を新築し（病院事業会計）、平成12年に総合保健福祉センター（プラザけやき）の開設など、市民生活に欠かせない事業にも取り組んできた。

農業基盤整備事業としては、牧之原畑地帯総合整備事業を中心に茶産地としての生産性向上に努めてきており、これまでは経営規模拡大のために、新たな茶園造成や幹線農道改良が進められてきたが、近年では大型乗用茶刈機の導入に伴い茶園の再編整備が必要となっている。しかし、近年は茶価の低迷と後継者不足から製茶工場の経営が厳しい状況にあり、市政の重要な課題となっている。また、水資源に乏しい菊川市では、市の東方を流れる大井川から農業用水の供給を受けており、農業用水の確保に関しては、国・県の支援の下に大井川上流に長島ダムを建設し、用水路の維持管理及び再整備にも取り組んでいるところである。農業用水の確保とともに、農耕機械の大型化や経営の効率化に向けて土地改良事業が進められ水田農業の経営安定に努力してきた。

このような社会基盤整備のための財源として充てた市債の償還額が多額にのぼっていること、また、農業基盤整備に必要な受益者負担について支援を行うため、債務負担行為を設定し関係団体の債務に関して償還補助を実施しており、こうした補助金を実質公債費比率の算定に加えられていることも比率を押し上げ、18%を超えた主な原因となっている。

<計画期間中の地方債発行に係る方針及び具体的方策>

地方債発行等については以下の方針に基づくものとし、計画期間内(平成18～27年度)の早い時期に18%を下回るように努める。

- 1 毎年度の地方債の発行額を17億円以内かつ、返済元金以上に地方債を発行せず、確実に地方債残高を減少させ、平成21年度末で約194億円ある地方債を平成26年度末までに190億円以内に縮減することで将来の公債費負担の軽減を図る。
  - ・ 菊川市としてのまちづくりの基盤を整えるために必要な事業(新市まちづくり計画による事業)については交付税措置の大きい有利な地方債である「合併特例債」を充当し優先して実施する。(平成17～26年度)
  - ・ 普通交付税の代替財源である「臨時財政対策債」については、算出された発行可能額(満額)を発行せず、資金収支状況を考慮し、発行額を調整することで地方債残高の抑制に努める。※ 合併特例債:後年度に実際の元利償還金の70%に相当する金額が普通交付税として措置される。 / 臨時財政対策債:後年度に発行可能額に係る元利償還金の全額(100%)に相当する金額が普通交付税として措置される。
- 2 特別会計、企業会計の経営健全化を推進し、それぞれの事業計画の見直しを求め、繰出金の削減を図る。
  - ・ 病院などの公営企業会計は、その事業における経営努力と料金収入をもって独立採算で行うことが原則となっていることを再認識し、会計内における歳入の確保、事業費の抑制及び、繰上償還の実施などにより、経営の健全化に努めるとともに、基準外繰出金の削減に向けての努力を求める。
  - ・ 病院事業会計においては「菊川市立総合病院中期計画(平成20年度)」に則り、当面の間は経営の安定と医療機器の充実を図ることを目標とし、経営の安定後、繰出金削減に向けた努力を求める。
  - ・ 下水道事業特別会計においては今後の事業計画について、一般会計の健全化の動向を考慮した計画となるよう協議し調整する。
  - ・ 水道事業会計及びその他の特別会計にあっても健全な財政運営が行われるよう協議し調整する。
- 3 一部事務組合等における負担金等の削減を図る。
  - ・ 一部事務組合等における今後の施設整備等に当たっては、実施の時期や施設規模の検討、事業費の十分な精査などにより、負担金等の抑制に努める。
- 4 債務負担行為に基づく支出額のうち公債費に準ずるものの削減を検討する。(平成22～23年度までに約6億円の繰上償還(削減)を検討)
  - ・ 債務負担行為の設定は、後年度の財政負担を拘束することに留意し、その必要性を検討した上で単年度負担に切り替えて対応するなどの措置を講ずることとする。
  - ・ 土地改良事業に係る負担金及び補助金(平成21年度末残高約33億円)の削減を検討する。(平成22年度においては、約2億1,518万円の繰上償還を予定)※ 債務負担行為に基づく支出額のうち公債費に準ずるもの:借入金ではないが他団体などが施設整備等の際の借入金に対する補助金などの将来の支払いを約束したもの
- 5 一般会計における繰上償還予定額(減債基金積立額)の目標額を10億円と定め、平成22年度までに一括繰上償還を実施し、将来における公債費負担の軽減を図る。
  - ・ 平成19年度～21年度の間に、公的資金(財政融資資金、旧簡保資金、旧公営企業金融公庫資金)について繰上償還を行った。
    - 平成19～21年度:約4億7,769万円の繰上償還を行い、繰上償還に伴う利子軽減額(今後支払う予定であった利子額)は、約1億380万円であった。
  - ・ 公的資金以外の市内金融機関などから借り入れた資金についても金融機関と金額、時期の調整を行い、繰上償還を行う。(平成20～22年度に総額約5億3,133万円を実施予定)
    - 平成20～21年度:4億948万円を繰上償還実施し、利子軽減額は、約2,847万円であった
    - 平成22年度:約1億2,184万円の繰上償還を実施する予定である(利子軽減予定額は、約1,473万円)
  - ・ 可能であれば、上記以外のものについても繰上償還を行う。※ 平成19～21年度における繰上償還額約8億8,717万円(利子軽減額1億3,227万円)
- 6 国の地方債計画や自治体経営健全化に対する施策を有効に活用し公債費負担の軽減に努める。
  - ・ 平成19～21年度までの臨時特例措置として認められた「公的資金補償金免除繰上償還」の制度を活用し、5%以上の公的資金について繰上償還を行った。(上記 5参照)※ ただし、この臨時特例措置を利用するためには、財政健全化計画又は公営企業経営健全化計画(水道・病院)を策定し、その内容が行財政改革に相当程度資するもので、行財政改革の効果額が該当する繰上償還の補償金を上回る場合において対象である資金を補償金を免除して繰上償還できることとされており、現在、計画を推進している。(計画期間:平成19～23年度)
  - 水道及び病院事業会計においても、同様の制度を活用し、低利の資金への借換及び繰上償還を実施した。(平成19～21年度に総額約5億3,259万円を実施)
  - 上記制度を活用することで、通常公的資金を繰上償還する際に必要な補償金(今後支払う予定であった利子相当額)を支払うことなく、繰上償還を実施することが可能となった。
  - ・ その他国の地方財政計画に基づく地方債計画や行財政改革指針に基づき実質公債費負担の適正化に資する手段については積極的に活用する。

別紙 様式1

< 既往債等(※)に基づく実質公債費負担の将来推計 >

平成22年9月8日 現在

(単位:千円)

	計画策定年度の 前年度 (平成17年度) (決算)	計画策定年度の (平成18年度) (決算)	第2年度 (平成19年度) (決算)	第3年度 (平成20年度) (決算)	第4年度 (平成21年度) (決算)	第5年度 (平成22年度) (決算見込み)	第6年度 (平成23年度) (決算見込み)	第7年度 (平成24年度) (決算見込み)	第8年度 (平成25年度) (決算見込み)	第9年度 (平成26年度) (決算見込み)	第10年度 (平成27年度) (決算見込み)
① 公債費充当一般財源等額(繰上償還額及び満期一括償還地方債の元金に係る分を除く。)	1,720,622	1,853,413	1,958,245	1,919,253	1,827,077	1,734,249	1,903,452	1,888,672	1,917,234	1,812,130	1,687,588
② ①で控除した「借換債」に係る公債費充当一般財源等額(繰上償還額及び満期一括償還地方債の元金に係る分を除く。)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
③ 満期一括償還地方債の一年当たりの元金償還金に相当するもの(年度割相当額)等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
④ 公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金	436,578	487,125	465,512	513,431	560,473	581,931	673,504	650,902	665,404	651,612	581,462
⑤ 一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金	256,637	276,217	314,353	414,957	443,236	419,189	414,251	408,638	405,683	357,390	302,095
⑥ 公債費に準ずる債務負担行為に係るもの	556,750	554,414	549,087	539,599	522,597	498,069	489,894	405,513	310,262	260,755	259,760
⑦ 一時借入金の利子	2,421	1,381	2,088	411	783	3,089	0	0	0	0	0
⑧ 地方債に係る元利償還に要する経費として基準財政需要額に算入された額	848,984	906,535	1,002,410	1,056,243	1,075,832	1,143,974	1,227,064	1,260,910	1,294,280	1,310,840	1,179,516
⑨ 準元利償還金に要する経費として基準財政需要額に算入された額	367,996	378,580	404,222	476,804	500,547	497,609	431,773	449,900	470,951	446,831	397,219
⑩ 標準財政規模	10,602,246	10,626,246	10,784,527	11,036,885	11,240,664	11,446,855	11,241,468	11,241,468	11,241,468	11,241,468	11,181,746

⑪ 実質公債費比率(単年度)	平成17年度 (決算)	平成18年度 (決算)	平成19年度 (決算)	平成20年度 (決算)	平成21年度 (決算)	平成22年度 (決算見込み)	平成23年度 (決算見込み)	平成24年度 (決算見込み)	平成25年度 (決算見込み)	平成26年度 (決算見込み)	平成27年度 (決算見込み)
	18.7%	20.2%	20.1%	19.5%	18.4%	16.3%	19.0%	17.2%	16.2%	14.0%	13.1%
⑪' 実質公債費比率(3ヶ年度の平均)	平成14~16年度	平成15~17年度	平成16~18年度	平成17~19年度	平成18~20年度	平成19~21年度	平成20~22年度 (見込み)	平成21~23年度 (見込み)	平成22~24年度 (見込み)	平成23~25年度 (見込み)	平成24~26年度 (見込み)
		18.8%	19.2%	19.6%	19.9%	19.3%	18.0%	17.8%	17.5%	17.4%	15.7%

【用語の説明など】

※既往債等:既に借入が済んでおり、償還期限が終了していないもの

①:一般会計等に係る地方債の元利償還金から「繰上償還額」と「特定財源」を除いたもの

④:一般会計等から公営企業会計(水道事業・病院事業・下水道事業)への繰出金のうち公債費に充てたと認められるもの

⑤:一部事務組合等への負担金・補助金のうち、組合等が施設整備等のために起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの

⑥:債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの

⑦:金融機関などからの一時借入(年度を越えない借り入れのこと)に係る利子や、繰越事業に伴い事業完了までのつなぎで一時的に借り入れる場合に支払う利子のこと

⑧⑨:地方債に対して、その償還等に要する経費として普通交付税の算定に用いる基準財政需要額に算入される金額のこと

⑩:地方公共団体が通常水準の行政活動を行う上で必要な一般財源の総額のこと

⑪:実質公債費比率(単年度) = [(① + ② + ③ + ④ + ⑤ + ⑥ + ⑦) - (⑧ + ⑨)] / [⑩ - (⑧ + ⑨)]

⑪':3か年度を平均したもの(平成22年度の場合、平成19~21年度の3か年度平均したもの)

別紙 様式2

＜既往債等に今後の発行見込額等を加えた実質公債費負担の将来推計＞

平成22年9月8日 現在

(単位:千円)

	計画策定年度の 前年度 (平成17年度) (決算)	計画策定年度の (平成18年度) (決算)	第2年度 (平成19年度) (決算)	第3年度 (平成20年度) (決算)	第4年度 (平成21年度) (決算)	第5年度 (平成22年度) (決算見込み)	第6年度 (平成23年度) (決算見込み)	第7年度 (平成24年度) (決算見込み)	第8年度 (平成25年度) (決算見込み)	第9年度 (平成26年度) (決算見込み)	第10年度 (平成27年度) (決算見込み)
① 公債費充当一般財源等額(繰上償還額及び満期一括償還地方債の元金に係る分を除く。)	1,720,622	1,853,413	1,958,245	1,919,253	1,827,077	1,734,249	1,883,034	1,904,074	1,974,365	1,911,351	1,959,908
② ①で控除した「借換債」に係る公債費充当一般財源等額(繰上償還額及び満期一括償還地方債の元金に係る分を除く。)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
③ 満期一括償還地方債の一年当たりの元金償還金に相当するもの(年度割相当額)等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
④ 公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金	436,578	487,125	465,512	513,431	560,473	581,931	727,847	764,199	816,147	846,889	822,961
⑤ 一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金	256,637	276,217	314,353	414,957	443,236	419,189	414,251	408,638	405,683	357,390	302,095
⑥ 公債費に準ずる債務負担行為に係るもの	556,750	554,414	549,087	539,599	522,597	498,069	429,843	296,205	261,615	212,098	218,990
⑦ 一時借入金の利子	2,421	1,381	2,088	411	783	3,089	0	0	0	0	0
⑧ 地方債に係る元利償還に要する経費として基準財政需要額に算入された額	848,984	906,535	1,002,410	1,056,243	1,075,832	1,143,974	1,230,655	1,269,616	1,308,287	1,346,509	1,238,311
⑨ 準元利償還金に要する経費として基準財政需要額に算入された額	367,996	378,580	404,222	476,804	500,547	497,609	431,773	452,969	480,034	473,624	438,057
⑩ 標準財政規模	10,602,246	10,626,246	10,784,527	11,036,885	11,240,664	11,446,855	11,241,468	11,241,468	11,241,468	11,241,468	11,181,746

⑪ 実質公債費比率(単年度)	平成17年度 (決算)	平成18年度 (決算)	平成19年度 (決算)	平成20年度 (決算)	平成21年度 (決算)	平成22年度 (決算見込み)	平成23年度 (決算見込み)	平成24年度 (決算見込み)	平成25年度 (決算見込み)	平成26年度 (決算見込み)	平成27年度 (決算見込み)
	18.7%	20.2%	20.1%	19.5%	18.4%	16.3%	18.7%	17.3%	17.7%	16.0%	17.1%
⑪' 実質公債費比率(3ヶ年度の平均)	平成14～16年度	平成15～17年度	平成16～18年度	平成17～19年度	平成18～20年度	平成19～21年度	平成20～22年度 (見込み)	平成21～23年度 (見込み)	平成22～24年度 (見込み)	平成23～25年度 (見込み)	平成24～26年度 (見込み)
		18.8%	19.2%	19.6%	19.9%	19.3%	18.0%	17.7%	17.4%	17.9%	17.0%